

岩手県選挙管理委員会告示第 51 号

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成 13 年岩手県選挙管理委員会告示第 69 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第 7 条 条例第 21 条第 1 項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p>		<p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第 7 条 条例第 21 条第 1 項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p>	
電磁的記録の種別	開示の実施の方法	電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（ <u>各地区合同庁舎</u> （ <u>江刺地区合同庁舎</u> 及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（ <u>公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則</u> （昭和 39 年岩手県規則第 41 号）第 3 条第 1 項に規定する <u>合同庁舎等</u> （ <u>奥州地区合同庁舎</u> <u>江刺分庁舎</u> 及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算	[略]

		機その他の機器を用い て閲覧し、若しくは視 聴し、又は複製するこ とができるもの	
2	[略]	2	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。